#### 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

#### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

# (1) まちづくり目標の実現に資する実践的・試行的取組みの推進

## ①中心商店街出店支援事業・リフォーム補助事業の実施

本事業は、商業環境の悪循環の原因となっている空き店舗に新たな事業者の出店を促進するため、2年間家賃の1/2を補助するとともに、出店に伴うリフォーム費用に対し支援を行う事業である。事業の効果等を判断するため、平成26年から平成28年度の3か年に限定した施策として実施しているところであるが、制度を活用した新規出店が2年間で35店舗あるなど、制度の効果が表れている。

3年間の事業効果を踏まえ,平成29年度からはエリアを中心市街地全域に拡大し事業を実施していくこととする。

## ②名瀬まち商店街観光まちづくり事業調査研究事業

本事業は、奄美大島商工会議所が中心となり、観光客を街へ呼ぶ込む方策を検討するため、平成27年度、平成28年度に日本商工会議所の「地域活力新事業∞全国展開プロジェクト」を活用して、まち歩き事業の可能性及び特産品の開発について調査を行っている。平成27年度の市場調査、地域資源調査を行ったところ、市場性が確認されたことから、「名瀬まちの歴史」「名瀬まちの文化体験」の2つのテーマでルート(案)を作成し、平成29年度から本格的に実施することとしている。また、特産品については、「奄美の歴史に根づく」という観点から、地域資源を活用した食べ歩き可能なワンハンドフードを提案し、今後ブラッシュアップを重ね商品化につなげることとしている。

#### ③定期市(軽トラ市)の開催

中心市街地への集客を図るため、(株)まちづくり奄美による定期的市(軽トラ市)が平成 23 年度から継続して開催されている。軽トラ市では、農家が生産した新鮮野菜や漁業関係者による地場産水産物の加工品を生産者が直接販売するなど、生産者と消費者の交流の場ともなっている。安定した集客が図られていることから、今後も継続して実施を予定している。

### [2] 都市計画との調和

奄美市中心市街地活性化基本計画は、本市の総合計画及び都市計画マスタープランの方針と整合を図り作成している。

### (1) 奄美市総合計画

平成 23 年度に策定した奄美市総合計画において、中心市街地活性化を重点プロジェクトに位置づけており、「ゆとりとふれあいがあり、利便性の高い安全で安心な暮らしの創出」、「賑わいと回遊性・質の高い商業空間の形成」、「奄美らしさの創出・誇りと愛着のあるまちづくり」を促進し、賑わいに満ちた中心市街地の形成を目指すこととしている。

その中で、商業施設の再編や大型店舗の誘致及びまちなか交流拠点施設の整備を推進し、賑わいのある商業空間の形成に努めること、商工会議所や商店街等が連携し、商業機能の再生に向けた組織体制の強化や取組の充実を図り、個性あるきめ細かなサービスの提供を行うなど、魅力ある商店街づくりを目指すとしている。

また、多くの市民や観光客が来街・交流し、ふれあえる空間を創出するため、 奄美らしい個性的な景観や拠点となる交流施設の整備とともに、島唄・八月踊り 等の伝統文化を実感できる奄美らしさを演出し、訪れたくなる街づくりを促進す るとしている。

## (2) 都市計画マスタープランとの整合

平成 10 年 3 月に策定された都市マスタープランでは、『~奄美群島の"郡都"を担い、都市と自然とが調和した個性的なまちづくり~ 海を基軸にした島建てのまちづくり」』を理念に掲げ、以下5点のまちづくりの目標を掲げている。

#### 【まちづくりの目標】

- ①人が集まり交流しあう賑やかなまちをつくる
- ②機能的で一体性のある魅力的なまちをつくる
- ③多角的な産業展開による足腰の強いまちをつくる
- 4全ての人にやさしいまちをつくる
- ⑤名瀬らしさを受け継ぐ自然と共生するまちをつくる

これら目標の達成に向けて、中心市街地における役割として、広域的な交通軸の結節点であり、奄美群島の"郡都"機能の中枢を担う、名瀬らしい中心市街地の形成に向け、以下の事項を掲げている。

#### 【中心市街地に関する事項】

- ○名瀬らしい都市機能配置と既存施設の再編による相互連携
- ○商業基盤の整備、景観整備や自然環境の整備による中心市街地の魅力の創出

#### [3] その他の留意事項

## (1)環境・エネルギー等への配慮

市本庁舎の整備事業を行うにあたっては、基本設計において環境配慮計画を策定しているところである。太陽光発電を設置するとともに、自然採光、自然通風や豊富な雨量などの地域特性を生かし、自然エネルギーを積極的に取り入れながら、高い省エネルギー性能を発揮できる庁舎として整備する予定である。

また、照明設備の人感センサーの採用や、エコモニターを兼ねたデジタルサイネージの設置など、環境配慮の見える化により、来庁者や職員への啓発を図ることとしている。更には、人感センサー等を設置することで、空調や照明、換気設備を自動抑制し、光熱費のランニングコストを抑えるなど、省エネルギーに取り組んでいく。

また、計画期間内に整備が見込まれている公共施設についても、環境へ配慮した 施設となるよう配慮していくこととする。

## (2) 国の地域活性化施策との連携

本市においては、「世界自然遺産登録を見据えた観光受入体制構築プロジェクト」、「働きたい・暮らしたい・子育てしたい離島創生プロジェクト」、「離島奄美の特性を生かした創造的で多様な産業の活性化計画」の3地域再生計画の認定を受けている。

現在,認定地域再生計画に基づき,観光客の増加や受け入れ態勢の整備に取り組むとともに,多様な働き方に対応した基盤整備や雇用の創出に取り組んでいるところである。

本基本計画においても、観光客の増加を目指すとともに、新規創業者の育成についても取り組むこととしており、地域再生計画とも連携を図りながら取り組みを進めているところである。